

## IV きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援

社会的養護<sup>(注)</sup>を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、きめ細かなサポートが必要な子どもや家庭への支援を行います。

### 1 社会的養育体制の充実

#### 施策の方向

社会的養護を必要とする子どもを含む、すべての子どもの育ちを保障する観点から、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育体制の充実を図るとともに、家庭養育優先の理念のもと、実の親による養育が困難であれば、養子縁組や里親による養育を提供し、ケアニーズが高い場合は、施設による専門的ケアを行うなど、「岡山県社会的養育推進計画」に基づく取組を実施します。

#### 重点施策

##### (1) 子どもの権利擁護の推進

一時保護所や施設、里親のもとで養育されることとなった子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、支援の開始から終結まで子どもに伝わる方法で丁寧に説明を行い、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の意見を表明する権利等の機会が保障されていることをわかりやすく伝えるとともに、弁護士等の第三者がそれを聴取し、岡山県社会福祉審議会へ答申するなどの方法により、意見を受け止める体制の構築を図ります。

さらに、市町村をはじめ、児童相談所、施設の職員や里親等を対象に、子どもの権利等に関する研修を行い、相談支援やケアの質の向上のための取組を推進します。

##### (2) 市町村の体制強化に向けた支援

地域のすべての子どもと家庭の相談に対応する、子ども支援の専門性を持った「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進するとともに、子ども家庭支援に携わる職員への研修を通じて、市町村の人材育成を支援するなど、市町村の体制強化を支援します。

##### (3) 里親、養子縁組等の積極的な推進

家庭的な環境のもとで子どもの愛着関係を形成しながら養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の実施も促進し、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親等への委託率を引き上げます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流など、里親養育を支援する体制の充実を図ります。

(注) 社会的養護:保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、公的責任で社会的に養育・保護すること。

## (4) 施設の小規模化、地域分散化、多機能化等による専門機能強化

ケアニーズの高い子どもなど、施設で養育することが適当な場合においても、ケア単位の小規模化を図るとともに地域分散化を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を行います。

また、心理療法、生活指導等を必要とする子どもや、地域での自立した生活が困難な親子への専門的なケアを行うため、児童養護施設等に里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的な職員の配置を促進するとともに、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上を図ります。

## (5) 自立支援の充実

施設や里親のもとで育った子どもたちが、施設退所後も自立に向けて円滑にスタートが切れるよう、生活や就学、就労に関する相談に応じるとともに、生活費・家賃・資格取得に係る貸付けなどの支援を行います。

## (6) 児童相談所の体制強化

### ① 児童福祉司の増員

子どもの最善の利益の実現を念頭に、子ども虐待発見時の迅速・的確な対応を確保するとともに、家庭養育の推進、市町村の相談支援体制の強化を図るため、子どもや親等への指導、市町村の支援等を行う児童福祉司を増員します。

### ② 児童心理司の増員

虐待等により心に傷を負った子どもへのカウンセリングや虐待を行った親への心理教育の充実等を図るため、心理に関する専門的な知識・技術に基づき支援を行う児童心理司を増員します。

### ③ 弁護士の配置

子どもの最善の利益を守ることを目的に、現在の配置に加えて、配置日以外の相談の円滑化を図るなど、より一層弁護士との連携を強化します。

### ④ 一時保護の機能強化

必要な一時保護に適切に対応するとともに、子どもの安全確保と子どもの権利擁護を両立できるよう機能を強化します。

### ⑤ 人材の確保と育成機会の充実

児童相談所へ福祉や心理等を学ぶ大学生の実習を積極的に受け入れる取組等を通じて、児童相談所職員の人材確保を行うとともに、「岡山県児童相談所職員人材育成基本方針」に基づき、専門性の向上に向けた、体系的な育成機会を充実させます。

### ○ 県の児童福祉司・児童心理司の増員計画

	令和元年度		令和4年度
	配置数	必要数	必要数
児童福祉司	33人	32人	41人
里親養育支援児童福祉司	3人	1人	3人
市町村支援児童福祉司	0人	1人	1人
児童心理司	19人	16人	21人

## 2 子ども虐待防止対策の充実

### 施策の方向

子どもの虐待については、児童相談所の相談対応件数が年々増加傾向にあり、全国で重篤な事案が後を絶たないなど、深刻な社会問題となっています。

このため、「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画を毎年策定し、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期対応、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指します。

### 重点施策

#### (1) すべての子どもが安心して暮らせる環境づくり

「しつけ」と称する子どもへの暴力や子ども虐待と女性への暴力(DV)防止等の広報・啓発活動や「岡山県子どもを虐待から守る条例」に基づく行動計画等の公表を行い、子ども虐待防止に向けた県民の気運の醸成を図るとともに、子ども家庭支援に携わる関係機関の取組を周知します。

#### (2) 子どもへの虐待の予防

市町村や保健所、おかやま妊娠・出産サポートセンター等において、妊娠・出産に関する不安や悩みに対する相談を行います。また、医療機関、市町村、保健所等が連携して支援を行う「妊娠期からの切れ目のない母子支援システム」の運用とともに妊娠の届出、健康診査、乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業などあらゆる機会をとらえて、育児不安や育児負担の軽減となるような支援を行います。さらに、孤立した中での妊娠・出産・育児にならないよう、愛育委員などの健康づくりボランティア、民生委員・児童委員など地域の住民とも連携し、妊婦や親子を見守りはぐくむ地域づくりを行います。

#### (3) 子どもへの虐待の早期発見・早期対応

パンフレットの配布、ホームページへの掲載等、あらゆる機会を捉えて、子育てに関する相談窓口や子ども虐待通告窓口の広報・啓発活動を行います。

## (4) 虐待を受けた子どもと家族への指導及び支援

### ① 要保護児童対策地域協議会の機能強化

子どもを守る地域ネットワークである「要保護児童対策地域協議会」に配置されている要保護児童調整機関の担当者へ研修を行うとともに、市町村へ弁護士、精神科医、児童福祉司、児童心理司、保健師等の専門職を集中的に派遣するなど、機能強化を図り、ノウハウを共有します。

### ② 関係機関との役割分担や連携の推進

学校での適切な対応のための手引きや、子ども家庭支援に携わる職員の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン」や「『子どもが心配』チェックシート(岡山版)」、子どもが置かれている状況を的確に把握し、子どもや親が参画して実効性のある支援を展開するための「子どもの育ちのニーズシート」等のアセスメントツールを積極的に活用するとともに、必要性に応じて新たな開発を行い、市町村をはじめとする関係機関との役割分担や連携を推進します。

### ③ 親子関係再構築支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図るとともに、再び虐待が繰り返されないよう医学的知見や心理学的知見に基づく親への指導体制を整えます。

## (5) 子ども虐待による死亡事例等の重大事例の検証

子ども虐待による重大事例(死亡等)が発生した場合には、事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、専門的な助言を行うなどの支援を行います。



### 3 障害や困難を有する子ども・若者への施策の充実

#### 施策の方向

障害のある子どもへの施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

また、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者について、関係機関が連携して支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

#### 重点施策

##### (1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション<sup>(注)</sup>の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導體制の充実に努めます。医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、保健・福祉・医療等の連携促進に努めるとともに、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターの養成を推進します。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、教職員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。

##### (2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもについては、その特性に応じた適切な支援のため、市町村や保健所、児童相談所、医療機関、発達障害者支援センター等の関係機関連携のもと、総合的な相談やライフステージに応じた支援を行うとともに、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努め、関係機関との連携による支援体制の整備を進めます。

また、市町村に配置されている発達障害者支援コーディネーターの役割強化やスキルアップを図るなど、発達障害のある子どもを支援する市町村の取組をサポートするとともに、県民の正しい理解の促進を図ります。

##### (3) 困難を有する子どもや若者の支援

ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、青少年総合相談センターにおいて、相談しやすい体制を充実し、修学や就労に関する情報提供等を行います。また、国が設置する「おかやま地域若者サポートステーション」と連携しながら、職業的自立を支援します。

様々な機関の専門性を生かし、重層的、継続的な支援を行うためのネットワークづくりに取り組むとともに、市町村にも同様のネットワークづくりを働きかけます。

(注) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

## 4 ひとり親家庭の自立支援

### 施策の方向

母子世帯については、正規の職員・従業員として働く人の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、生活や経済的自立の支援、就業支援を総合的に実施し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

### 重点施策

#### (1) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子・父子自立支援員等に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要な助言や情報提供を行います。

#### (2) 子育て・生活支援の強化

ひとり親家庭等が安心して生活し、働きながら子育てができるようにするために、多様な保育サービスなどの子育て支援を活用してもらうとともに、ひとり親家庭が疾病などの理由により、生活援助や保育サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣する事業や子どもの居場所づくりに取り組みます。

#### (3) 経済的自立の支援

児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。

#### (4) 就業支援の強化

ひとり親家庭及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、就業相談の実施、就業情報の提供などきめ細かな就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定を行います。

また、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金等の施策を推進するとともに、ひとり親家庭の親や子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の負担を軽減し、学び直しを支援します。

## 5 子どもの貧困対策の推進

### 施策の方向

子どもの貧困問題が社会問題化する中、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがあってはならないことです。児童の権利に関する条約の精神に則って、貧困の連鎖を断ち切り、子どもの貧困対策を進めていく必要があります。

このため、国において改定された「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、関係機関の連携のもと、子ども一人ひとりが夢や希望を持って未来を切り拓ける環境づくりを目指し、教育、生活、保護者に対する就労の支援など、地域や社会全体で取り組むべき課題であるという意識をもって、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、計画策定が市町村の努力義務とされたことから、県内全域で対策が進むよう、市町村の取組を支援します。

### 重点施策

#### (1) 教育の支援

学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

##### ① 幼児教育・保育の質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実が貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。

そのため、「幼児教育センター」を拠点として関係機関等と連携を図りながら、教育・保育に携わる人材の資質向上に向けた研修の充実に取り組むとともに、市町村において作成された接続カリキュラムの実施・改善のための取組の支援を行うことで、生涯にわたる人格形成の基礎を培う就学前教育を充実させていきます。

##### ② 地域に開かれた学校プラットフォーム

(スクールソーシャルワーカー<sup>(注1)</sup>等が機能する体制の構築)

スクールソーシャルワーカー等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進するとともに、スクールカウンセラー<sup>(注2)</sup>等、教育相談体制の充実を図ります。

また、市町村での家庭教育支援チーム設置を促進し、子育てに関する相談や、スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭教育支援の取組を進めます。

(学校教育による学力保障)

家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、落ち着いた環境の中で、基礎学力の確実な定着を図る指導の充実を図るとともに、放課後や長期休業中などの補充学習を推進します。また、子どもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるため、研修の充実を図ります。

(注1) スクールソーシャルワーカー:学校の一員として、子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門家のこと。

(注2) スクールカウンセラー:学校の一員として、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や教員に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、公認心理師、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

### ③高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止するため、高等学校の指導体制の充実を図ります。また、高等学校等中退者が再入学して学び直す場合に、授業料に係る支援を行うなど、修学継続のための支援に努めます。

### ④特に配慮を要する子どもへの支援

(児童養護施設等の子どもへの学習・進学支援)

児童養護施設等で暮らす学業に遅れのある小学生や高校等受験を目指す中学生に対し、大学生等を活用した学習指導を行うとともに、子どもの年齢や発達状況に応じたスポーツや表現活動の実施等、子どもの状況に配慮した支援を行います。

また、児童養護施設等で暮らす子どもの大学等進学を推進するため、入所中における学習支援の充実を図るとともに、経済的理由により進学を断念することがないよう、進学に際し必要な学用品等の購入費や生活費等の支援を行います。

(特別支援教育に関する支援の充実)

特別支援教育就学奨励費等を通じて、障害のある児童生徒等への支援の充実を図ります。

(外国人の子ども等への支援)

外国人の子ども等についても、高等学校や専門学校・大学等への進学、就職が円滑に実現できる環境を整備するため、中学校・高等学校において日本語指導及び教科指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進めます。

### ⑤教育費負担の軽減

- 市町村において、義務教育段階における就学援助が適切に実施されるよう、情報提供等に努めます。また、既に大半の世帯を対象として、授業料が無償化されている公立高等学校と同様に、私立高等学校についても、年収目安590万円未満の世帯を対象として授業料の実質無償化を行うとともに、授業料以外の施設整備費等の負担を軽減するため、県納付金減免補助金を支給します。

さらに、低所得世帯を対象に、教科書費、学用品費等の負担を軽減するため、奨学給付金を支給します。

- 住民税非課税及びそれに準ずる世帯の子どもが、大学及び専門学校等への進学を諦めることのないよう、令和2年4月から開始する高等教育の修学支援新制度(授業料等減免と給付型奨学金)の広報を推進します。
- 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。
- ひとり親家庭の子どもが、高等学校等での修学の継続や大学等への進学を諦めることのないよう、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付等による経済的支援を実施します。

### ⑥地域における学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動を推進し、地域による学習支援の充実を図ります。
- 困難を抱える家庭を含めたすべての子どもを対象に、地域の実情に応じた学習支援の取組を進めます。

### ⑦その他の教育支援

生活保護制度の教育扶助や就学援助制度による学校給食費の援助を行うとともに、学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。

## (2) 生活の支援

保護者の自立支援のための相談事業の充実や保育等の確保に努めるとともに、子どもの生活支援や就労支援などに関係機関が連携しながら取り組みます。

### ①親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

- 市町村が行う妊産婦健診や乳幼児健診、妊産婦訪問や乳幼児訪問などの母子保健事業により、保護者の健康や乳幼児期のすべての子どもの成長が見守られるよう支援に努めます。また、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会での取組等を通して、市町村と連携しながら、保護者の養育支援を行います。
- 誰もが安心して妊娠、出産し、子どもが健やかに育成されるよう、市町村を中心に、妊娠に気づいた時から身近な地域で切れ目のない支援が受けられる体制づくりに努めます。
- 女性相談所において、特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護、必要に応じて母子生活支援施設への一時保護委託を行い、また一時保護終了後の受入れ先を市町村と連携して準備するなど、妊娠期から出産後までの継続した支援を行います。

### ②保護者の生活支援

- 生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において包括的な支援を行うとともに、生活保護受給者及び家計に課題のある生活困窮者に対しては、家計改善支援事業等の活用を図ります。また、ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供を行うなど、保護者の自立支援に努めます。
- 保育所の整備等の推進や、放課後児童クラブの拡充等により、保育の確保を図るとともに、保育士養成課程において、子どもの貧困等について履修することを通じ、子どもの貧困に関する保育士の理解を進めます。
- 子育て家庭の様々なニーズにより一時的に保育が必要となった乳幼児を保育所、幼稚園、その他の場所において預かり、必要な保護を行う事業の充実を図ります。  
また、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートステイ事業やトワイライトステイ事業等、保護者の疾病や育児疲れ等により一時的に子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。

### ③子どもの生活支援

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、関係機関と連携し、地域の実情に応じた居場所づくりや生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を含む学習・生活支援事業の取組を進めます。
- 家庭の事情により、家庭内で保護者などと過ごす時間が短い子どもに、家庭の代わりに地域の住民やボランティア、NPO等が関わりあい、遊びや食事、落ち着いた学習環境を提供するなど、地域のすべての子どもが安心して継続的に過ごすことのできる子ども食堂等、様々な形態の居場所づくりを進めます。  
また、こうした居場所で、大学等の協力を得て、経済的な困窮家庭の子どもなどに対し体験活動・学習を提供し、子どもの多様な学びを支援することにより、豊かな価値観を醸成します。
- 「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づき、栄養バランスに配慮した食事の提供や「共食」の機会の増加に向けた取組など、地域の特性に応じた食育の推進を図ります。また、児童福祉施設において、子どもの発育・発達状態、健康状態、栄養状態、生活状況などを把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるように努めます。
- 児童養護施設等を退所する子どもが安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するための事業を行うなど、児童養護施設等の退所児童等に対する支援に努めます。

#### ④子どもの将来の就職に向けた支援

- 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に、生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習・生活支援事業の取組を進め、進路選択や将来の就職に向けた相談、職場体験等の支援を行います。
- 児童扶養手当の支給、母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもに対する就業相談、就業情報の提供などを行います。また、児童養護施設退所予定者等に対して、引き続き、免許取得への補助や職業訓練校への進学の補助、身元保証人を確保するための事業等を実施するとともに、自立促進につながる取組を幅広く検討します。
- 進路支援のための人材を高等学校に配置し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うとともに、ハローワークと学校等の関係機関が連携し、就職を希望する学生・生徒等に対して支援を実施します。また、「おかやま若者就職支援センター」や各種就職面接会等の活動を通じて、若者の正規雇用に向けた就職支援に努めます。

#### ⑤住宅に関する支援

県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯などの子育て世帯に対する優遇措置を講じるほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供に努めるとともに、母子・父子・寡婦福祉資金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給などにより、子育て世帯等の居住の安定を支援します。

#### ⑥支援体制の強化

- 市町村の社会福祉士や保健師等が保育所等を巡回し、アウトリーチすることによって、支援が必要な子どもを早期に発見するとともに、関係者による連携ケア会議を実施し、互いに情報共有しながら、子どもの実情に応じた支援を行います。
- 社会的養育の推進のため、児童相談所職員や市町村職員の専門性を強化するとともに、受け皿となる里親や児童養護施設等職員の資質の向上を図ります。  
また、研修等により、母子・父子自立支援員、生活保護世帯の支援に当たる職員、生活困窮者自立支援制度における相談員等の資質の向上に努めます。

### (3) 保護者に対する就労の支援

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就労相談や就業情報の提供などを行うとともに、児童扶養手当受給者に対し、自立支援プログラムを策定することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、母子家庭の母親等に対する職業訓練により、就労機会の確保に努めるとともに、就職に有利な資格取得のための受講費用等を支援する自立支援給付金や、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の費用負担を行います。

生活困窮者や生活保護受給者への就労支援については、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施するとともに、生活保護受給者の就労や自立に向けたインセンティブの強化として、就労活動促進費の支給や保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行います。

### (4) 経済的支援

生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等の高等学校等就学費を、さらに大学等に進学する際には、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給するなど、進学時の支援を行います。

児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成等により、ひとり親家庭及び寡婦が自立できるよう、経済的支援を推進します。

また、離婚後の子どもの養育に不可欠なものとなる養育費が確実に確保されるよう、母親等が養育費の取決め等のため家庭裁判所等を訪れる場合の同行支援や、関係機関と連携した養育費についての啓発や相談対応を実施します。

## 子どもの貧困に関する岡山県の現状

項目		現状	説明	担当課室
生活保護世帯に属する子ども	高等学校等進学率	89.4%	平成30年4月1日現在	障害福祉課
	高等学校等中退率	4.5%	平成29年4月の在籍者数の総数で、平成30年3月までに中退した者を除したもの	
	大学等進学率	22.6%	平成30年4月1日現在	
	就職率	中学校卒業後の進路	3.5%	
高等学校卒業後の進路		56.8%	平成30年4月1日現在	
児童養護施設の子ども	高等学校卒業後の進路	進学率	平成29年度末に高等学校等を卒業した者のうち、平成30年5月1日現在の進路	子ども家庭課
		就職率		
全世帯の子ども	高等学校中退率	1.4%	平成30年度	生徒指導推進室
	高等学校中退者数	797人		
就学援助制度に関する周知状況	入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合	57.1%	令和元年度	財務課
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況(市町村の割合)	小学校	75.0%	平成30年度	財務課
	中学校	78.5%	平成30年度	

[参考:国全体の数値]

子どもの貧困率※ <sup>1</sup>	13.9%	平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課
ひとり親世帯の貧困率※ <sup>2</sup>	50.8%	平成28年国民生活基礎調査	子ども家庭課

※<sup>1</sup> 貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子ども(17歳以下)の数を子どもの数で除したものを。

※<sup>2</sup> 貧困線に満たない大人一人(18歳以上65歳未満)と子ども(17歳以下)からなる世帯の世帯員数を大人一人と子どもからなる世帯の世帯員数で除したものを。

## 主要指標

項目	現状	目標	担当課
里親等への委託率	24%(H30)	40%	子ども家庭課
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2市(H31.3)	25市町村	子ども家庭課
自立援助ホーム設置か所数	4か所(H30)	8か所	子ども家庭課
新たに開設された子どもの居場所の数	—	30か所	子ども家庭課
発達障害のある子どものための子育て支援プログラム導入市町村数(岡山市を除く)	13市町村(H31.3)	17市町村	障害福祉課

